

下水道使用料の減免について

公共下水道の管理や維持管理の基準などは下水道法やその他の法令で定められており、法令で定められていない事項は大崎市の条例(規程等)で定めることとなります。

大崎市下水道条例では、使用料の徴収、使用料の額、汚水量の算定方法とともに使用料の徴収猶予及び減免ができることを規定し、大崎市下水道条例施行規程で減免等についての詳細を定め、それに基づいて減免の決定をしています。本市では生活保護の受給者等及び漏水等で下水道に流入しなかった場合の減免について規定しています。

下水道の使用(受益)に対する負担として下水道使用料を負担いただくことから、生活保護受給中等の減免(別表第1(1))については、負担の見直しを検討しております。なお、漏水等で下水道に流入しない水量相当(別表第1(2)～(4))については減免を継続いたします。

■見直しの理由

- ・生活保護費に光熱水費が含まれていること。
- ・公営企業として独立採算制による経営を基本としており、経営戦略の改定にあたり、生活保護世帯等の減免制度は受益者負担の原則から考えると疑問があること。
- ・県内の多くの自治体では減免を実施していないこと。
- ・水道事業では生活保護者に対する減免を行っていないこと。

■下水道使用料減免の状況(生活保護分)

年度	世帯数	件数	排出水量	減免金額
5年度	355世帯	3,796件	34,425 m ³	815万円
4年度	353世帯	3,798件	35,439 m ³	825万円
3年度	342世帯	3,604件	34,193 m ³	788万円

※減免は申請により決定し、全額を減免している。

■県内の状況

生活保護の受給を理由とした減免は大崎市のほか仙台市が実施している。なお、仙台市では福祉施策として非課税世帯の減免も実施しており、減免相当額は一般会計から繰入を受けている。本市では繰入金に減免相当額の算入はされていない。

■見直しの方向性

- ①経過措置を設けず廃止する。
- ②廃止するものの、一定期間、減免の廃止に伴う経過措置を設ける。

■関係法令

下水道法

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

〈第2項以降省略〉

大崎市下水道条例

(使用料等の徴収猶予及び減免)

第34条 管理者は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料等の徴収を猶予することができる。

2 管理者は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

大崎市下水道条例施行規程

(使用料等の減免等の対象等)

第40条 条例第34条第2項の公益上の必要その他特別の事由があるときとは、別表第1の第1欄に掲げる減免対象に該当するとき(別表第2に掲げる減免対象外に該当するときを除く。)とし、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる減免期間及び同表の第3欄に掲げる減免割合を適用するものとする。

2 条例第34条第1項の災害その他特別の事由があるときとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合をいうものとし、その取扱いについては、この規程に定めるもののほか、同条の規定の例によるものとする。

〈別表第1は別紙〉

大崎市では公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽整備事業を行っており、上位の法律は異なりますがそれぞれ条例で規定しています。使用料の徴収や減免の基準は同一になるように規定しております。

別表第1(第40条, 第41条関係)

(令3上下水管規程3・追加, 令6上下水管規程12・一部改正)

減免対象	減免期間	減免割合	必要書類
(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u> の規定による生活扶助を受けているとき, 又は <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> の規定による生活支援給付を受けているとき。	減免を決定した日の属する使用月から当該減免の事由が消滅した日の属する使用月までの期間	検針汚水量の100パーセント(基本使用料を含む。)	社会福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書 その他管理者が必要と認める書類
(2) <u>水道料金減免規程第3条</u> の規定に該当するとき。	<u>水道料金減免規程第5条</u> に規定する期間	<u>水道料金減免規程第3条第1号から第4号</u> までの規定に該当するときは検針汚水量から推定使用汚水量を差し引いた汚水量(同条第4号にあっては, その都度管理者が定める水量)の100パーセントとし, <u>同条第5号</u> に該当するときはその都度管理者が定める割合	<u>水道料金減免規程第7条第1項各号</u> に掲げる書類
(3) <u>給水装置(大崎市水道事業給水条例(平成18年大崎市条例第266号)第2条に規定する給水装置をいう。)</u> 又はこれに直結する機器(以下「給水装置等」という。)の損傷により漏水が発生し, 水道水の全部又は一部が排水設備に流入しなかったことが明らかであると認められるとき, かつ, 当該給水装置等の修繕を行ったとき。	1件につき2使用月以内の期間(当該期間を過ぎても検針汚水量に漏水の影響があったときは, 当該期間に2使用月を限度として加えた期間)。ただし, 特別な事由があり, かつ, 管理者が必要と認めるときは, この限りでない。	検針汚水量から推定使用汚水量を差し引いた汚水量の100パーセント	修繕工事の状況が分かる写真, 工事費内訳書の写しその他管理者が必要と認める書類
(4) <u>大崎市水道事業による水道水以外の水道水及び水を使用するための施設又はこれに直結する機器(以下「水道事業以外の水道施設等」という。)</u> の損傷により漏水が発生し, 水道水及び水の全部又は一部が排水設備に流入しなかったことが明らかであると認められるとき, かつ, 当該水道事業以外の水道施設等の修繕を行ったとき。	1件につき2使用月以内の期間(当該期間を過ぎても検針汚水量に漏水の影響があったときは, 当該期間に2使用月を限度として加えた期間)。ただし, 特別な事由があり, かつ, 管理者が必要と認めるときは, この限りでない。	検針汚水量から推定使用汚水量を差し引いた汚水量の100パーセント	修繕工事の状況が分かる写真, 工事費内訳書の写しその他管理者が必要と認める書類
(5) 前各項に掲げるもののほか, 管理者が特別の事由があると認めるとき。	管理者が必要と認める期間	管理者が必要と認める割合	管理者が必要と認める書類
備考			
<p>1 使用月とは, 公共下水道の使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間(その始期及び終期は, 管理者が定める。)をいう。</p> <p>2 検針汚水量とは, 当該使用月の検針指針から前使用月の検針指針を差し引いた水量をいう。</p> <p>3 推定使用汚水量とは, 漏水が始まったと認められる月の前3か月間の平均使用汚水量又は前年同時期における3か月間の使用実績の平均使用汚水量のうち, いずれか少ない汚水量(1立方メートル未満の端数が生じたときは, これを切り捨てる。)をいう。ただし, 当該期間と著しく使用状況が変化していると認めるときは, 当該期間以後の使用汚水量その他の事情を勘案して算定した汚水量とする。</p>			

別表第1の具体例

	減免対象の具体例
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けているとき ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けているとき
(2)	<p>水道使用者等が給水装置を適正に維持管理していた場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 隠ぺい箇所（水道使用者等が給水装置の状態を容易に確認することができない地中（積雪中を含む。）、床下、壁内等をいう。）で発生した漏水による使用水量の異常があったとき。 (2) 積雪又は凍結による給水装置の破損による使用水量の異常があったとき。 (3) 量水器の交換による使用水量の異常があったとき。 (4) 地震の発生、配水管工事の施行又は公設消火栓の稼働に伴う濁水による水質の異常があったとき。 (5) 自然災害等により水道の利用者が居住する家屋等が被災し、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めたとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。 <p>※給水装置：市が管理する配水管から分岐した給水管などのこと ※量水器：水道メーター</p>
(3)	給水装置又はこれに直結する機器の損傷により漏水が発生し、水道水の全部又は一部が排水設備に流入しなかったことが明らかであると認められるとき、かつ、当該給水装置等の修繕を行ったとき。
(4)	大崎市水道事業による水道水以外の水道水及び水を使用するための施設又はこれに直結する機器の損傷により漏水が発生し、水道水及び水の全部又は一部が排水設備に流入しなかったことが明らかであると認められるとき、かつ、当該水道事業以外の水道施設等の修繕を行ったとき。
(3) (4) 補足	<p>(2) で発見しにくい箇所の漏水が原因の減免を規定していますが、(3) は、使用者が漏水等に気が付きやすい箇所での漏水減免を認めています。多い事例としてはエコキュートや受水槽に関するもので、漏水などの異常によりその水が排水管に入らないことが明らかで、原因箇所を修理した場合に下水道使用料を減免しています。（水道料金は減免になりません）</p> <p>また、(4) は大崎市以外の水道を使用している方と水道水を使用しない方（井戸水）について(2)(3)の規定と同様に機器の損傷があった場合の減免について規定しています。</p>